

令和5年度第5回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和6年3月8日（金） 和歌山労働局6階会議室	午前11時00分から 午前11時23分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席4名 出席5名 出席5名	定数5名 定数5名 定数5名

○廣谷会長

ただ今から、令和5年度第5回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。まず、事務局から出席状況についての報告をお願いします。

○事務局（上田）

はい。報告いたします。

本日の出席状況につきましては、委員15名中、公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数、各代表の3分の1以上又は全体の3分の2以上を満たしており、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっており、傍聴公示を行いました但傍聴希望者はございませんでした。

以上です。

○廣谷会長

はい。それでは議題に入りますが、議題（1）令和5年度の審議経過について事務局から説明をお願いします。

○事務局（上田）

はい。説明いたします。

今年度の審議経過について説明いたします。

資料1は和歌山県の最低賃金額の推移となっております。

資料2は直近の和歌山県の最低賃金額の改定状況です。今年度の和歌山県最低賃金は、プラス40円、引上げ率は4.5%、鉄鋼業最低賃金は、プラス42円、引上げ率は4.17%となっております。百貨店、総合スーパー最低賃金については、今年度も改定がございませんでした。

次に資料3です。資料3は全国状況となっております。表の最下部、全国加重平均は1,004円で、昨年度から+43円となっております。

資料4は今年度の審議経過となっております。

和歌山県最低賃金については、7月4日に改正諮問、8月1日に目安答申の伝達、計5回の専門部会を開き、8月7日に全会一致のプラス40円の答申をいただき、令和5年10月1日に発効しました。

鉄鋼業最低賃金につきましては、計4回の専門部会を開き、10月31日に全会一致でプラス42円の答申をいただき、令和5年12月30日に発効しました。

百貨店、総合スーパー最低賃金については、特別小委員会で2回にわたり御審議いただき、全会一致に至らず、必要性有りとの結論には達し得なかったとの答申をいただいております。

また、各種食料品小売業最低賃金の新設の申出がありましたが、これについても特別小委員会で2回にわたり審議いただき、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったとの答申をいただいております。

以上、簡単ではございますが今年度の審議経過となります。

次に、今年度の改定最低賃金額及び支援策の周知、広報実績について簡単にとりまとめております。資料の後ろの方にあるんですが、右肩に委員限り①、赤字で委員限り①と記載した資料を御覧ください。

労働局と監督署、安定所に分けてそれぞれの取組を記載しております。

9月10月にかけては最低賃金・中小企業支援策周知強化期間として集中的な広報を行っており、主な取組として、労働局においては、労働局幹部による労使団体、関係団体等への訪問による周知、協力要請、中小企業のための助成金、補助金活用セミナーの開催、監督署、安定所においては、監督署長、安定所長による地元関係団体や地方自治体への訪問による周知、協力要請、安定所長による地元企業訪問による周知、協力要請を行っております。

また、令和6年1月からは最低賃金の履行確保に係る監督指導等の集中的な取組を行っております。

次に資料5、ちょっと戻るんですが、資料5の方を御覧ください。カラーになっている資料です。この資料5は、厚生労働省が運営している賃金引き上げ特設ページを印刷したものです。既に御覧いただいているかもしれませんが、賃金引き上げに向けた取組事例が掲載しております、和歌山県の事業所が2件紹介されております。

一つは田辺市の株式会社二宮さん。同じく田辺市の、田辺市と言いましても本宮になるのですが、とりそば下地橋さんです。黄色で枠しております。株式会社二宮さんは業務改善助成金を活用して、全従業員の時給を一律100円アップしております。そしてとりそば下地橋さんも業務改善助成金を活用して、全従業員の時給を一律90円アップされています。資料の方はかなり文字が小さくなっておりまして、良ければまたホームページの方で取組内容を御確認いただ

ればと思います。

次に、また資料の方戻って申し訳ないんですが、委員限り②、いちばん最初の方になるかと思うのですが、右肩に赤字で委員限り②と書いている資料がございまして、これは業務改善助成金の申請状況についてまとめた資料となっております。

和歌山県の数値を見ますと、令和6年1月末現在で既に昨年度の実績を大きく超える申請をいただいております。

全国と比べますと、令和6年1月末時点で、全国計17,961件、和歌山県182件となっております、全国比は、1.01%となっております。

以上、今年度の主な取組状況を報告させていただきました。

○廣谷会長

はい。では事務局からの説明について、何か御質問等ございますか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

特にないようですので、それでは次の議題（2）、来年度の審議日程について事務局から説明をお願いします。

○事務局（上田）

はい。来年度の審議日程について、大まかに御説明いたします。

資料6の令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表を御覧ください。資料6の方となっております。

県の最賃につきましては、例年どおり10月1日発効を目指す場合は8月5日が答申期限となります。

その後、異議申出の締切日は15日間を置いて、8月21日午前中までに異議審を開催して、結果を本省に報告すれば7営業日後の8月30日に官報公示、指定日発効により、10月1日発効となります。

引き続き早期発効と審議の円滑な進行に向けたスケジュール調整を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○廣谷会長

来年度の審議日程などについて、事務局から説明がありましたが、ただ今の説明について、何か御質問、御意見等ございますか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

特にないようですので、次の議題（３）、特定最低賃金の改正等に関する意向表明について事務局から説明をお願いします。

○事務局（上田）

資料７を御覧ください。

資料７の方は意向表明となっておりまして、令和６年２月１日付けで、基幹労連和歌山県本部委員長から和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正に関する意向表明がありました。

これは、来年度、特定最低賃金の改正等の申出を行おうとする関係労使が、あらかじめその意向を表明するもので、意向表明書にもありますが、例年のスケジュール感でいきますと、７月頃に改正の申出が提出されて、第２回の本審開催時に改正の必要性について諮問をさせていただくことになると思いますので、御承知いただければと思います。

なお、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正に関する意向表明及び新たな特定最賃の新設に関する意向表明がございました。現在、内容の確認をしておりますが、本日の資料には間に合わなかったんですが、内容を確認後、改めてお知らせさせていただきたいと思います。

以上です。

○廣谷会長

特定最低賃金の改正等に関する意向表明について事務局から説明がありましたが、この件について、何か御質問、御意見等ございますか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

特にないようですので、次に議題の（４）、その他の議題ですが、事務局から報告があると聞いていますので事務局は報告をお願いします。

○事務局（前西）

お手元の資料にございます日本標準産業分類の関係資料について、日本標準産業分類改定に伴う特定最低賃金の取扱いを、わたくしの方から説明させていただきます。

お配りしております資料を御覧いただきたいと思います。

資料は①から⑥までとしてお配りさせていただきましたが、今般の日本標準産業分類の改定は、現行の和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金に大きく関連

してまいりますので、資料③から⑤までは和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金に関連する部分を御用意いたしました。

前後いたしますが資料③は現行の日本標準産業分類でございます。資料④は改定後の日本標準産業分類でございます。資料⑤は新旧対照表になってございます。資料②は現行の和歌山県鉄鋼業最低賃金と和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の直近の全部改正となった官報公示文でございます。

後ほど御覧いただければと思います。

今般の日本標準産業分類の改定につきましては、昨年8月21日の第2回の特別小委員会で児玉委員から御発言がありましたとおり、令和6年4月1日から第14回の改定された日本標準産業分類が施行されることとなっております。

それでは、資料①を御覧ください。

前後しますが、下の方、3の参考で表記しております部分が、今般の日本標準産業分類の改定で、現行の和歌山県鉄鋼業最低賃金と和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金に影響を及ぼす部分となっております。

一つは、次の頁のとおり、現行の日本標準産業分類の小分類のI561百貨店、総合スーパーにつきましては、改定後の日本標準新産業分類におきましては、小分類でI561百貨店とI562総合スーパーマーケットに分割し新設されており、名称も総合スーパーは総合スーパーマーケットとなっております。

なお、分割し新設され、それぞれの分類に含まれる産業の範囲の表記も改定はなされておりますが、基本的な衣食住にわたる商品を小売する事業所で、従業員が常時50人以上の事業所をいうという部分は変更はございません。

もう一つは、日本標準産業分類で使用するトウテンにつきましては、日本標準産業分類では、従来、トウテンとしてコンマが用いられてきましたが、今般、文化審議会によって示されました令和4年1月17日付け公用文作成の考え方建議において、トウテンにはテンを用いることを原則とするとされたことを踏まえ、トウテンがコンマからテンに修正されてございます。

現行の和歌山県鉄鋼業最低賃金と和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金になりますが、件名やその適用対象業種の範囲につきましては、平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づいて公示しているところでございます。

今般の日本標準産業分類の改定に伴う今後の和歌山県鉄鋼業及び百貨店、総合スーパー最低賃金の取扱いにつきましては、それぞれの最低賃金の改正の申出が今後なされ、その申出の適用対象業種の範囲が変更されていないものであることを前提に説明をこれからさせていただきます。

まず、1の和歌山県鉄鋼業最低賃金ですが、今般の日本標準産業分類の改定による分類番号、分類項目名に改定がございませんでしたので、件名の改正の必要はございません。しかしながら、時間額を改正する場合は、官報公示は時間額だけ改正の場合の一部改正ではなく、官報公示文の項目で言いますと2なんです

けれども、2適用する使用者の項目も含めた全部改正としての改正が必要となつてきます。

具体的には、資料②の1頁の官報公示を御覧ください。これは全部改正となりました平成25年11月26日付け和歌山労働局最低賃金公示第2号におきまして、2適用する使用者は前号の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理コマ補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者」と公示しておりまして、この管理コマ補助的経済活動をとという部分、これを管理テン補助的経済活動をに改正する必要がございます。

ですので、時間額を改正する場合には、審議会会長から局長宛てに答申をいただく際の答申書の別紙において、改定後の日本標準産業分類に基づく適用対象業種の範囲として、2適用する使用者の改正も併せて答申いただくこととなります。

次に2の和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金ですが、今般の日本標準産業分類の改定により小分類、細分類番号や分類項目名が改定されていますので、時間額を改正する場合は、官報公示文の件名と2適用する使用者の項目の改正を含めた全部改正として改正が必要となります。

具体的には、資料②の3頁の官報公示を御覧ください。全部改正となりました平成20年11月21日付け和歌山労働局最低賃金公示第2号におきまして、件名は和歌山県百貨店コマ総合スーパー最低賃金、2適用する使用者は前号の地域内で百貨店コマ総合スーパー、当該産業において管理コマ補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店コマ総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者と公示しておりまして、百貨店コマ総合スーパーの部分百貨店テン総合スーパーマーケットに、管理コマ補助的経済活動をとという部分を、管理テン補助的経済活動をに改正する必要がございます。

ですので、こちらは時間額を改正する場合には、審議会会長から局長宛てに答申をいただく際の答申書の別紙において、改定後の日本標準産業分類に基づく件名と適用対象業種の範囲として、2適用する使用者の改正も併せて答申いただくこととなります。

以上でございます。

○廣谷会長

では、日本標準産業分類について事務局から説明がありましたが、この件について、何か御質問、御意見等ございますか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

では、他に議題はございませんか。

〈議題なし〉

○廣谷会長

それでは、最後になりましたが、局長から御あいさつがあるということですので、局長よろしくお願いします。

〈松浦局長あいさつ〉

○廣谷会長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

今年度の審議会は、これで最後となりますが、円滑な審議に御協力いただきまして誠にありがとうございました。